

# 神戸市立室内小学校いじめ防止等のための基本的な方針

## はじめに

室内小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、教育目標「人としての誇りをもち、たくましく生き抜く子どもを育てる」を基軸とし、「自分を大切にする子」「仲間・学校・地域を愛する子」「困難に立ち向かう子」「夢・希望をもつ子」の育成を目指して、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「室内小学校基本方針」という。）を策定します。

平成26年3月 神戸市立室内小学校  
平成28年3月改定  
平成30年5月改定

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、室内小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取り組みを進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童等に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 教職員の姿勢(意識と責務)

- ・お互いのよさや違いを認め合い、一人一人の存在を確かめ合い、心のふれあいが深まる学級・学年づくりに取り組みます。
- ・基礎学力の定着を目指して、「わかる」「できる」授業を創造し、一人一人の児童が活躍できる活動・行事を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- ・生活の実態の把握に努め、基本的な生活習慣の定着に取り組みます。
- ・いじめの兆候を見逃さないように児童、教職員の人権感覚を高め、教職員相互が積極的に児童の情報交換して、情報の共有に努めます。また、教職員の共通理解を図るため、いじめ問題に関する校内研修を実施します。
- ・いじめの問題を一人で抱え込まず、生徒指導担当、管理職に報告し、組織的に対応します。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教職員全員がもち、様々な場面で児童に伝えます。
- ・開かれた学校づくりに向けて、情報発信等、積極的な取組をし、保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

## 4 家庭の役割と保護者の責務

子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にすることが大切です。さらに、保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければなりません。また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供を

いじめから守らなければなりません。いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要があります。

## 5 校内いじめ防止・対策委員会と関係機関の連携

### (1) 校内いじめ防止・対策委員会の設置

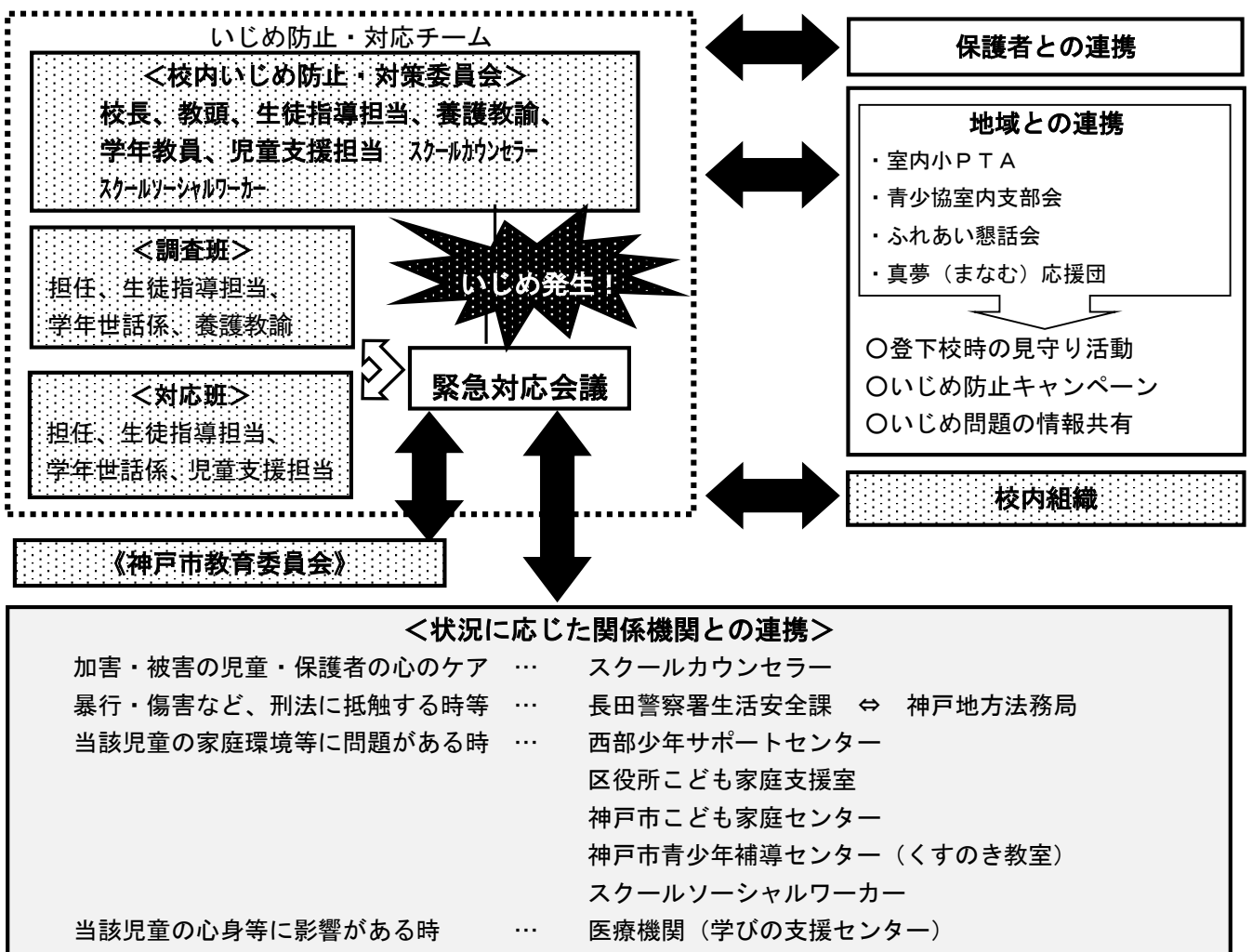
本校は、校長、教頭、学年教員、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加による、校内いじめ防止・対策委員会を設置します。

### (2) 校内いじめ防止・対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取り組みに関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

### (3) 状況に応じた関係機関との連携

- ・校内での指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築しておきます。



## 6 いじめの未然防止・早期発見

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施します。

児童が学級活動や児童会活動の中で、自主的にいじめの問題について考え、議論する等のいじめ防止に関する活動を支援します。

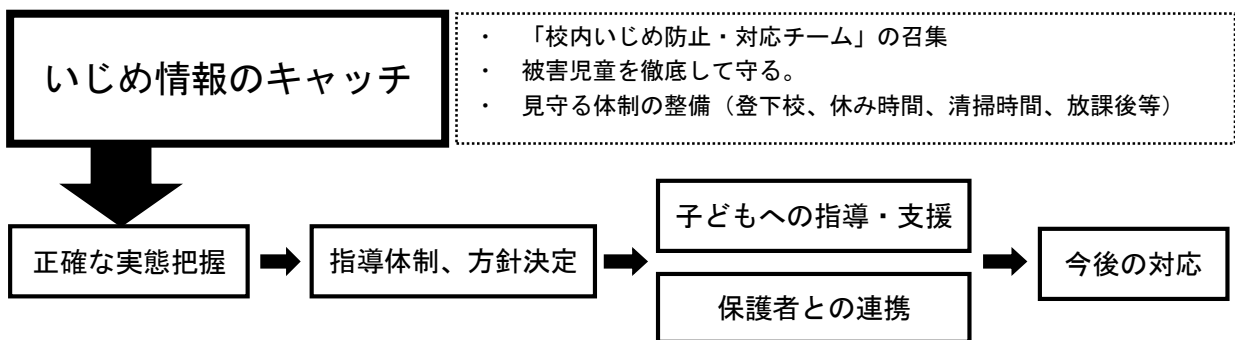
### <年間計画>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止に向けた取組	授業づくり 仲間づくり 生活習慣づくり 地域保護者連携づくり 教職員集団づくり		5つの「づくり」の推進									
取組 早期発見に向けた			アンケート	教育相談					アンケート	教育相談	アンケート	教育相談
対応チーム等 職員会・	職員会議（基 本方針提案）	職員研修 学級学年 づくり		職員研修 取組評価	職員研修 学級学年 づくり				職員研修 取組評価			取組評価 次年度計画

早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃からの児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。

## 7 いじめの早期対応

いじめの兆候に気づいた時には問題を軽視することなく、早期に事実関係の把握を行い対応します。



## 8 いじめの解消について

いじめが解消している状態とは、

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月の間継続していること。
  - ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認できていること
- の2つの要件が、満たされている必要があります。

上記の要件に捉われないことなく、必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点で児童の人間関係や生活状況を見守っていきます。

## 9 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さぬ心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

## 10 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

### (1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、西部少年サポートセンターとの協働で情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて、保護者に協力を依頼します。

### (2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

## 11 校種間等の連携

- ・保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校・中学校等との連携により、児童の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有に努めます。
- ・校区内の小・中学校間においては、「いじめ防止小中地域会議」等を活用した取組を通して、いじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導に生かします。
- ・児童館（学童保育）・神戸っ子のびのび広場とも連携をはかり、児童の情報を収集します。

## 12 重大事態への対処

### (1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査します。

### (2) 調査結果の報告

- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出します。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

## 13 その他

本校は、校内いじめ防止・対策委員会によって、適宜室内小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときは改訂します。